

## 第54回（令和7年度第2回）米子市子ども・子育て会議

### 1 開会

### 2 会議の成立宣言

### 3 議事

#### (1) 会議の公開及び議事録の作成について

一同承認

#### (2) 議題

##### ア 議題1「こども誰でも通園制度について」

「資料1-1」及び「資料1-2」に沿って、事務局から説明。

#### 【意見等】

(嘉手苅委員) 鳥取市で先行実施されていると伺っているが、保護者視点でのメリット、デメリット、保育所視点からのメリット、デメリットについて、鳥取市以外の事例でも構わないので教えてほしい。

(事務局) 鳥取市で伺った事例では、保護者側のメリットとして、家庭での育児による負担（いわゆる「育児疲れ」）の軽減や、保育士への相談を通じて育児の参考にできるといった声があった。

また、保育者側のメリットについては、月10時間という短い時間ではあるものの、その中でも子どもの成長が見え、やりがいがあるという声を聞いている。事業者として持っている資本を地域に還元できる面があると聞いている。

(室委員) 子育て中のお父さん、お母さんを助ける制度なので、ぜひやっていただきたい。確認だが、保育を行う以上、施設内で怪我等が発生した場合、施設側の責任として保険の適用等はあるのか。

(事務局) ご指摘のとおり。本制度においても、賠償責任が生じる事案が発生した場合には速やかに賠償する体制を整えることが要件となっている。市としても認可段階でその体制を確認していく。

(徳岡委員) 私は今、子育てしてるわけではないが、現在の子育て支援制度の充実に驚いている。東京にいる孫（核家族）も、毎日のように児童館や園開放を利用していると聞く。娘自身、育児を始めたばかりの頃は、東京で知り合いもおらず、児童館等に行っても何も喋らずに帰ってきたこともあったようだが、現在は様々な支援施設に通い、様々な人と出会いも多くなったようだ。何でそこまでするのかと聞くと、「子どもと1対1で家にいると閉塞感がある。誰でも温かく迎えてくれ、相談できる場所があるのは

嬉しい」と話しており、私も安心感を抱いた。

本制度は、子育て世代だけでなく、離れて暮らす家族にとっても「急に手伝えない時に頼れる場所がある」という安心感につながる。制度の周知を広げ、運用上の不都合があれば改善しながら、より良い支援制度として充実させてほしい。

(嘉手苺委員) 鳥取市では利用者数が意外と少なかったと聞いている。周知という点で、広報の方針について伺いたい。

(事務局) 広報については、本制度に限らず、他の子育て支援施策においても、いかに周知できるかという点で常に課題がある。子育て世代が、どの媒体で情報入手しているのか、どういふものであれば、情報収集しやすいのか検討する必要がある。ホームページだけでなく、プッシュ型の情報提供方法を模索する。保健師が産後ケアとして訪問する等の既存事業を活用しながら広報する体制についても検討していく。

(嘉手苺委員) 通常、保育園に子どもを預けるとなると、慣らし保育から徐々に時間を伸ばしていくと思うが、本制度については利用時間が10時間と聞くと、少ないと感じる方もいると思う。親子通園も可と聞いているが、いずれは子ども1人で利用することを想定した場合、具体的な慣れ方としてはどのようなものがあるのか、鳥取市等の事例があれば教えていただきたい。

(事務局) 先行実施自治体における具体的な事例については把握していない。類似の事業である一時預かりと同様の流れになると考えている。こども誰でも通園制度は、保護者が入園させたい園を決めるにあたって知る機会にもなる。子どもの状態を把握するという意味では保育のプロの方々の知見から徐々に慣れていくようになると考えている。一時預かりでは、利用の前に面談を行い、アレルギーや配慮しないといけない事項について聞き取りをしており、本制度についても同様に聞き取りが行われる。そのときにどんな遊びが好きなのか、どういうことが苦手なのかということについて聞き取りをしている。子どもが新しいところに来て泣くのは仕方がないが、ある程度すれば慣れていくと想定している。施設側からすると、月10時間で子どもを安全に預かるために、どの程度の労力が必要になるのかという点についてはまだ見えていない。実際に運用を開始してから改善を行っていくことになる。特に、低年齢児を受け入れる際の食事については繊細な対応になるため、施設側の負担になる。そのため、施設側も預かりやすい体制で行っていただくことがいいと思っている。一時預かりは8時間開けてくださいという制度で、時間は決めずに親の希望時間を預かる。一方、本制度は施設側で預かれる時間帯を設定していただくことになる。

(松南委員) 事業者側として感じることは、保護者にとっては、例えば育児相談の窓口が一つ増える、それによりリフレッシュできる、利用の理由は問わないとのことで、保護者支援に繋がる。一方で、子どもを主体で考えた場合の視点が欠けているように感じる。

保育所では、子どもの状態によるが、少なくとも2週間、子どもによっては1か月程度の慣らし保育の期間を設けている。同じ0歳でも月齢によって育ちが全然違う。食べられる物も違えば、アレルギー対応もある。これらについては医療機関の医師の診断に基づいて時間をかけて対応していく。そういう子どもにとっての助走期間を経て保育環境に慣れていき、子どもの育ちを支えている。一時預かりを利用している人も定期的に利用される方が多いので、時間をかければ、環境に慣れていく。本制度において、1日にどのくらいの時間を利用されるかわからないが、食事を提供するというのであれば、本来であれば相当の時間をかけないといけない。加えて、特に小さい子どもは環境に慣れていないと、ただ泣いて帰る。それは子どもを支援する側として、良いことなのかと疑問を感じる。親子通園については、そういう点の配慮の一つだと思っている。ただずっと保護者がいるというのも違うと思う。

また、利用がどのくらい見込めるのか懸念している。鳥取県は他府県と比べると就園率は高いのではないかと考えている。未就園児が1389人いるという前提で、最大の利用見込み数が試算されているが、就園率が高い地域であれば需要は低いのではないかと考えている。東京、横浜、大阪のような都心部に比べると利用率は低いのではないかと考えている。実際に制度が始まってからでないとわからないが、最大数の受け皿を用意するという市の方針となっている。そこで留意しておかなければいけないこととして、余裕活用型を検討している民間事業者が多いが、いずれ定員が埋まってくるということがある。

広報については、国が進める制度のため、積極的に広報せずとも、今の子育て世代は情報を入手する能力が優れているため、そこまで心配しなくても自ら情報を入手していくのではないかと考えている。

(事務局) 子ども目線ということを踏まえると、一時預かりのように子どもにとっては知らないところに預けられるという側面はあると思う。一時預かりと本制度の一番大きな違いは子どもの体験にあると考えている。一時預かりは、保護者に予定があるときの支援として利用されているが、本制度はそういった理由を問わない形で利用できる。そういう意味では、保護者がこれから預け先として保育園を検討する材料として利用することもできる。来年度以降、運用していきながら、どういうニーズがあるのかについては確認していく。

就園率に関連して、どの程度の利用が見込めるかということについて、米子市の就園率は、0歳22%、1歳67%、2歳92%が令和6年度の実績となっている。これを踏まえると、0歳児が利用者としては最も多いことが想定される。

令和7年度に先行実施している鳥取市では、米子市と同じ見込みの数を立てているが、実際の利用はその1割程度であると聞いている。それがニーズがなかったのか、広報の手法の問題なのかという切り分けはできていない。一時預かり事業はニーズが高い事業となっており、米子市の計画でも、受け皿を増やしていかなければいけないという方針を立てている。それを踏まえて広報の手法はしっかり検討していく。

余裕活用型だと、年度が進むにつれて定員枠が埋まっていく。そのため、市としては公立保育園で一般型で事業を行うこと等について検討し、民間と公立の両方の視点で受け

皿を確保していく。

本制度においては、0歳の利用ニーズが高いと見込んでいる。また、制度上、他市町村からの利用も可能のため、周辺の市町村の保育施設の受け入れ体制次第では、他市町村の利用者が米子市の利用枠を利用することも想定している。そのため、利用率を見ながら公立園での利用枠を広げることも検討している。

(徳岡委員) 社会的養護で子どもをショートステイや、一時的に預かったりしているが、疲弊していたり、困りごとがある家庭が表面に出てこないことがある中で、受け入れる事業所が大変なことは承知しているが、利用したことで安心される保護者は必ずいる。こども誰でも通園制度は、そういった家族を一人でも多く助けることができる側面もあると思っている。特に0歳から2歳まではすごく手がかかる時期だが、そういったときに短時間であってもプロの人たちに「大丈夫ですよ」って、声をかけてもらえる場所になると捉えている。

余裕活用型であれば、保育士は通常の業務をしながら受け入れることになるため、安全面の配慮等で負担がある。現場の負担を制度がどこまでカバーできるのかという課題がある。

(松南委員) 現在は、夫婦で育児休暇を取得する文化が根付いてきているが、およそ1年取得されるケースが多いと思う。0歳児の就園率が22%ということ踏まえると、そのニーズが最も高い。その場合、人見知りが始まるといったような月齢による子どもの特性によって受け入れる難易度が変わってくるため、職員にも制度をよく理解してもらった上で対応する必要があると考えている。

(事務局) セーフティネットの観点について、保育園には米子市の保育リーダーが巡回することで情報を入手するよう務めている。本制度によって在宅で育児をしている保護者の情報を入手する経路が増えると捉えている。こども相談課の保健師による状況把握も行っており、さらに連携することでより多くの家庭へのアプローチを検討していく。市役所内だけではなく民間事業者と連携しながら家庭支援を行う。

また、最近では児童数が減少しており、保育所の定員に空きが出ている現状ではあるものの、低年齢児の受け入れでは配置基準が厳しくなる等もあり、保育士の負担はあると考えている。そこで、国の保育施策の方向性でも示されている、「保育人材の確保、テクノロジー活用等による業務改善」についても併せて進めていくことで、負担軽減に繋がっていきたいと考えている。

(小梅川委員) 現場の負担について、事務局から業務改善ということ話があったが、何か取組みの予定はあるのか。

(事務局) 保育施設でのICTシステムの導入について、米子市からも補助を出している。各施設でICT化を進めてもらい、保育の記録や支払のキャッシュレス化のような業務負担を軽減できるようなものを導入してもらっている。そういった補助を活用してもらい、保

育業務に専念してもらおうようお知らせしている。

本制度においては、国がシステムを構築しており、米子市においても導入の準備を進めている。このシステムを活用することで、利用登録や各種手続きがデジタル化され、一定の業務負担軽減効果があると考えている。

(室委員) 自分から情報を取りにいけない人に対する広報が重要だと考えている。個人的な経験ではあるが、子どもが0歳、1歳のときは予防接種をよく受けに行っていた。予防接種を受けるクリニックのような場所に、目を引く広告があると利用に繋がりやすいのではないかと考える。文字ばかりでなく、見たくなるようなポスターを作ってはどうか。

(事務局) 広報の在り方については重要だと考えているので、場所や媒体、手段について検討していく。ポスターの内容についても、関心を持ってもらいやすい作り方をしていく。

(嘉手苺委員) 本制度が自分が子育てしていたときにあったら良かったなという意見が委員の中にあれば伺いたい。

(藤井委員) 自分が子どもを家で見ていた時期はノイローゼ気味になり、思考が止まっていた。ファミリーサポートも登録はしたが、いざ利用したい場面があっても、性格上、迷惑をかけてしまうという考えが先立ってしまい、利用できなかった。もっと頼れば良かったと思っている。「育児楽しんでね」とよく言われた言葉も当時は辛く、自分を責めていた。

広報については、イラストがあると良い。また、入院中にも知る機会があった方が良い。テレビを見る機会がなくなってきており、街中の電子掲示板を信号待ちの際に見ることがある。

(青木委員長) 委員の皆さんのご意見を伺った上で、米子市には事業者や保育者の意見を聞きながら準備を進めてもらいたい。また、事業を開始してからでないと分からないこともあるため、モニタリングをしながら必要に応じて、市からサポートいただきたい。情報の届け方に関しては、経験者の意見を参考に、有効な方法について検討いただき、多くの人に利用されるようにしてもらいたい。

## イ 議題2「特定教育・保育施設の利用定員の変更等について」

「資料2」に沿って、事務局から説明。

### 【意見等】

(室委員) 利用定員を変更する前と後で、保育士1人当たりが保育する児童数は何人になるのか。安全性の面から参考として伺いたい。

(上村委員) 室委員の質問に関連して、認可定員と利用定員の考え方について、一般的には知られていないと思うので、そこも補足いただきたい。

(事務局) 認可定員と利用定員について、認可定員とは、当該の施設規模で受け入れられる最大の定員数である。利用定員とは、定められている職員の配置基準に従って、職員を配置した場合の定員数である。

職員配置の設定については、配置基準を満たした上で、給付費という事業としての収入を踏まえて事業者ごとに検討いただいている。市としては、保育の受け皿を調整する責任があるため、必要に応じて事業者と協議しながら利用定員の変更を受け付けている。一人の保育士が保育できる児童数は決まっているため、事業者は現状で確保できている保育士の数で何人の児童を受け入れるかを決めている。そのため、利用定員の増減によって保育士の負担増減ということにはならない。

補足として、認可定員は、施設の面積要件や、児童一人当たりの面積が決まっており、施設を認可する上で設定される定員である。利用定員は、どれだけ児童を受け入れられるかという考え方によるもので、基本的には認可定員と同じになる。ただ、児童数によって給付費という収入が変動するため、実態に合わせて利用定員を変更されている。

### (3) その他

#### 【意見等】

※議題1のこども誰でも通園制度に関し、追加で質問、意見等があった

(永見委員) 母親や、失業している父親から、働いていないから保育園に預けられないという相談があるが、何か救済措置はないか。今回のこども誰でも通園制度は情報提供できるものと考えているが、他にはないか伺いたい。

(事務局) 保育については、就労していないと預けられないという考え方ではなく、期間は限定されるが、就職活動をしている保護者においても保育を利用することはできる。ただし、保育所の入所については米子市が利用調整を行っており、家庭ごとに保育の優先順位をつけることになるため、求職中だと入所しづらいという現状がある。

また、一時預かり事業は12日/月まで利用できるため、保育所に入所できない場合はそちらを利用することも可能である。

(嘉手苺委員) こども誰でも通園制度において、保育の記録について、他の事業所でも共有できるとのことだが、個人情報保護について伺いたい。

(事務局) 国のシステム上に保育記録を事業所が残すということになっており、その記録を事業所を実施している事業所間で共有できるようになっている。個人情報については、利用者の認定を行う際に、システム利用や個人情報について同意を得ることになる。

## 4 閉会